

# 高野町移住定住促進補助金交付要綱

平成 25 年 4 月 1 日

告示第 18 号

(趣旨)

第 1 条 町民の定住促進により人口減少を抑制するとともに、町外からの移住定住者の増加を図り、定住人口の増加及び活力ある地域づくりを推進するため、町内に自ら居住するための住宅を建築又は空き家を取得する者に対し、高野町移住定住促進補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、高野町補助金交付規則(平成 8 年高野町規則第 13 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 居住を目的として、独立した基礎を有し、玄関、台所、居間、浴室及びトイレ等を備えた建物をいう。
- (2) 中古住宅 建築後 1 年以上経過した住宅をいう。
- (3) 所有者等 宅地及び当該空き家に係る所有権又は売買若しくは賃貸を行うことが出来る権利を有する者をいう。
- (4) 取得日 登記簿への登録日(建築の場合)又は売買契約締結日(中古住宅購入の場合)をいう。
- (5) 基準日 平成 25 年 4 月 1 日をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 基準日以降において申請をし、住宅を取得する者
  - (2) 住宅取得時に当該住宅に住民票を移動する者
  - (3) 町内に自ら居住するための住宅を自らの資金により建築又は購入する者
  - (4) 世帯全員が本町に納入すべき町税、使用料、分担金及びその他町に対する債務(以下「債務」という。)を滞納していない者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としない。
- (1) 同一年度内において国、県又は町等の制度による他の補助金及び移転補償、損害賠償等の補填を受けて住宅を建築又は購入する者
  - (2) 相続、贈与により第 4 条第 2 による中古の住宅を取得する者
  - (3) 3 親等内における第 4 条第 2 の売買契約

(補助対象経費)

第 4 条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 住宅建築費
- (2) 中古住宅購入費

(補助金の種類、交付要件、補助率等)

第5条 補助金の種類、交付要件、補助率等は、別表第1のとおりとする。この場合において、当該補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、高野町移住定住促進補助金交付申請書(様式第1号)に別表第2に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 町長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により適当と認めるときは、高野町移住定住促進補助金交付決定通知書(様式第1-1号)(以下「補助金交付通知書」という。)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による書類の審査及び現地調査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、高野町移住定住促進補助金不交付決定通知書(様式第1-2号)により申請者に通知するものとする。

(変更等の手続)

第8条 申請者は第7条第1項の申請の変更及び事業の取り止めをしようとするときには、速やかに事業変更申請書(様式第2号)に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない

(実績報告)

第9条 申請者は、事業が完了したときは、速やかに事業実績報告書(様式第3号)に別表第3に掲げる必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第10条 町長は、前条の実績報告書に基づいて検査を行い、適正と認めるときは、補助額を確定し、補助金確定通知書(様式第3-1号)により申請者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の通知書を受けた者は、速やかに、高野町移住定住促進補助金交付請求書(様式第4号)に補助金交付通知書の写しを添えて、取得後3か月以内に町長に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第12条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金交付申請日からやむを得ないと町長が判断した場合を除き10年以内に生活の本拠を対象住宅から移すことになったとき。
- (2) 新築又は購入をした住宅をやむを得ないと町長が判断した場合を除き10年以内に売却又は譲渡したとき。
- (3) 提出した書類に偽りその他不正があったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が相当と認める事由があったとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1(第5条関係)

補助金の種類	交付要件	補助率及び補助金額	補助限度額
新築(建替え)	1、町内に、住宅を新築した者で、この要綱の施行日以後に申請を行い、住宅を取得する方 2、補助金請求時に高野町民の方	補助対象経費の1/2以内	200万円
中古住宅購入	1、町内の中古住宅を購入した者で、この要綱の施行日以後に申請を行い、住宅を取得する方 2、補助金請求時に高野町民の方	補助対象経費の1/2以内	80万円

別表第2(第6条関係)

補助金交付申請時添付書類
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高野町移住定住促進補助金交付申請書(様式第1号)</li> <li>2 住宅を建設または購入前の現況写真及び位置図</li> <li>3 町税等の滞納がないことを証明する書類(納税証明書等)</li> <li>4 住宅の建設または購入の見積書</li> <li>5 工事契約書または売買契約書の写し</li> <li>6 誓約書</li> <li>7 その他町長が必要と認めるもの</li> </ol>

別表第3

実績報告書時添付書類
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 住民票謄本(続柄本籍の記載されたもの)</li> <li>2 住宅の登記事項証明書</li> <li>3 住宅の全景写真1枚</li> <li>4 住宅の平面図(建築確認申請又は工事請負契約書の附属図書等の写し)及び位置図</li> <li>5 請求書(様式第4号)</li> <li>6 住宅の新築又は購入契約書の写し又は工事請負契約書の写し(新築時)</li> <li>7 住宅の購入契約書の写し(中古住宅購入時)</li> </ol>